



各位

平成24年5月18日

会社名 株式会社ニレコ

(JASDAQ・コード番号 6863)

代表者名 代表取締役社長 川路憲一

問合せ先 取締役管理部門長 長塚寛

電話 042(642)3111

「従業員持株E S O P信託」導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、平成24年3月26日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会においてE S O P信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識をさらに高めるため、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、本プランを導入するものであります。

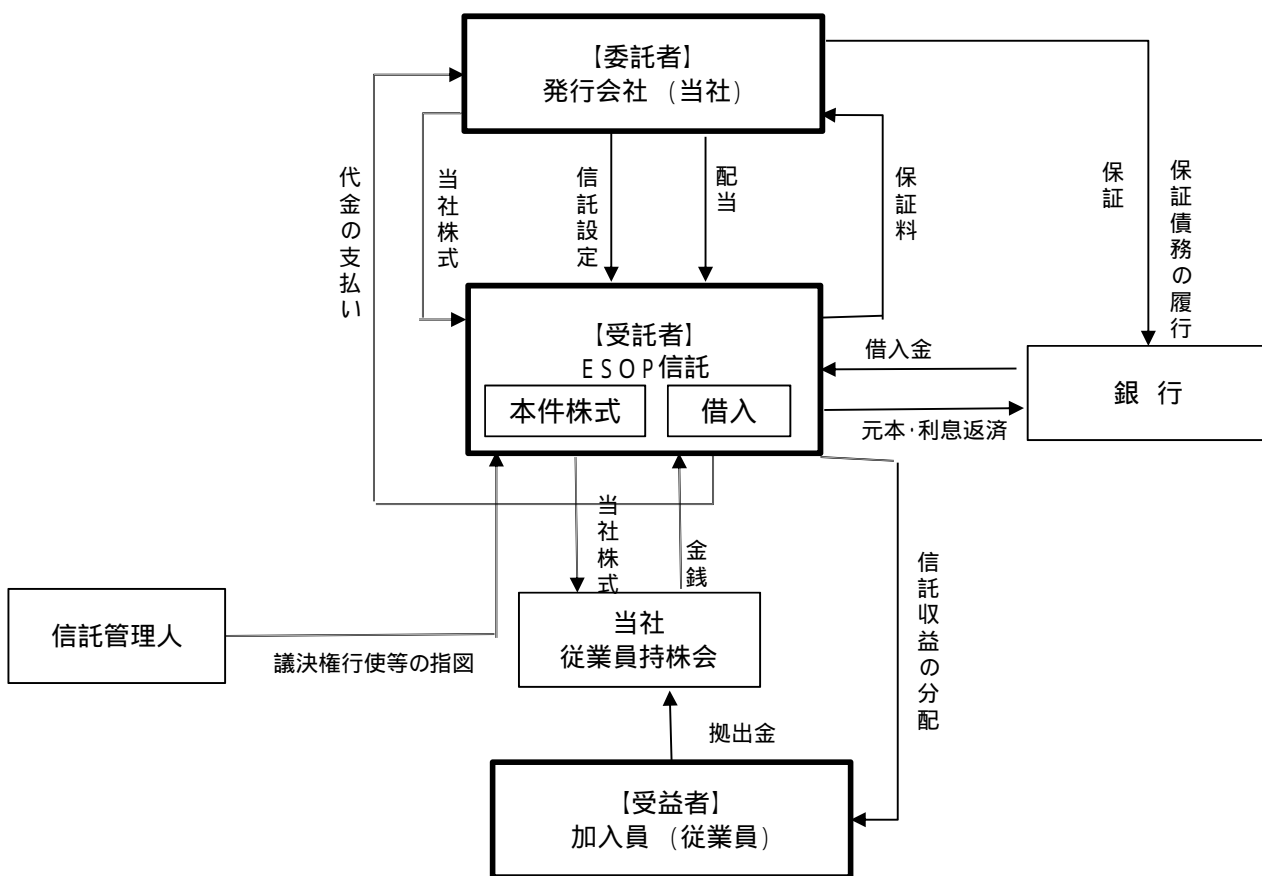
2. E S O P信託について

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当社が「ニレコ従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託の概要につきましては、平成24年3月26日に開示いたしました「『従業員持株E S O P信託』の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、E S O P信託の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 1,881,746 株(平成24年3月31日)のうち 315,500 株(約 160 百万円相当)をE S O P信託に対して処分することを同時に決議しました。詳細につきましては、本日発表いたしました「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

3. E S O P信託のしくみ



当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とする E S O P 信託を設定いたします。

E S O P 信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借りにあたっては、当社が E S O P 信託の借入れについても保証を行います。

E S O P 信託は上記の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社または株式市場から予め定める取得期間中に取得いたします。

E S O P 信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。

E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

E S O P 信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の抛出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託(他益信託)
信託の目的	当社持株会に対する当社従業員の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
受益者	当社従業員持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成24年6月4日
信託の期間	平成24年6月4日～平成29年6月20日
議決権の行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

以上